

平成 30 年 8 月 23 日

川崎市立井田病院  
事務局長  
田邊 雅史 様

レストラン事業者

光熱水費（動力電源電気料・上下水道）の追加請求についての回答

拝啓 貴病院におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます・  
平素は食堂運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般ご説明いただきましたご提案について、過去における（平成 24 年 5 月～平成 29 年 10 月 31 日）光熱水費（動力電源電気料・上下水道）の追加請求について、弊社顧問弁護士を交えて協議した結果、弊社としての回答をさせていただきます。

公募時に説明を受けた内容に相当する光熱水費の請求を受け、滞りなく支払いを完了しております。公募時の内容に誤りがあったとすれば、条件的に当職員食堂およびレストランの給食業務の受託はしておらず、過去に遡っての請求には一切支払いの義務はないものと判断いたします。

依って、平成 29 年 11 月～平成 30 年 10 月までの契約期間については、当職員食堂ならびにレストランの運営は昨年公募時の条件を基に業務を継続させていただきたいと思っております。

貴病院よりご提案いただきましたが、弊社からの正式な回答とさせていただきますので、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

以上

## 御検討いただきたいこと

別紙 4

### 病院の方針

- 1 レストランの運営は継続していきたい。  
(患者サービス及び職員の福利厚生の維持)
- 2 平成24年5月から平成30年3月までの水道、光熱水費等のうち未請求分については、全てお支払いいただきたい。(総額約1,498万円)  
**約1,145万円**
- 3 平成30年4月以降の水道、光熱水費等については、従前請求していなかった分についてもお支払いいただきたい。(月額14万円程度) **約15万円**

充当

### 提案

- 1 平成30年4月から平成34年10月までの55か月分の使用料を減額又は免除します。  
**現状の使用料月額約25万円) 約22万円**
- 2 暫定的措置として承認した営業日、時間の短縮を最長で平成34年10月まで延長します。
  - ・営業日 週7日→週5日
  - ・営業時間 週66時間→週40時間
- 3 平成24年5月から平成30年3月分については、分割払いについても検討します。
  - ・最大で55回分割。
- 4 院内において、レストラン利用向上に向けた広報、啓発の強化、協力を推進します。
- 5 閉店時間後の医療関係者との懇親会等の開催に柔軟に対応します。ただし、アルコールは不可。

平成 31 年 1 月 15 日

川崎市立井田病院事務局庶務課 御中

## レストラン事業者

行政財産使用許可に基づく光熱水費（動力電源電気料）の追加請求についての回答

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成 30 年 11 月 29 日にご説明頂いた件につきまして弊社より以下のとおり回答させていただきます。

## ①民事調停による解決について

調停案による解決に至るか否かは内容次第であるとしか回答できませんが、民事調停の場に臨むという意思はございます。

その場合、レストラン運営と調停の進行を分けて考えたく、平成 31 年 3 月末をもって、当社のレストラン運営は終了させていただき、調停若しくは訴訟で継続したいと考えています。

## ②当社の債務としない場合のレストラン運営について

井田病院様よりご提案を受けている、『行政財産使用料を 55 か月間免除いただき、減免いただいた額を過去の光熱水費に充当する』という提案ですが、長期間に亘るため、受け入れることが困難でございます。55 か月の経過途中での解約＝債務として存在することが最大のネックとなります。

その点につきまして、「平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月までの 36 か月を経過すれば、過去分の水光熱費を債務としない。」というお約束がいただければ、ご提案いただいている、使用料の減免、光熱水費への充当という提案でレストランの運営を継続させていただきたいと考えます。平成 33 年 4 月以降も、そのタイミングにおける条件を前提に、レストラン運営に支障がなければ継続もしたいと考えます。

当社といたしましては、今までお伝えしてきているように、運営可能な条件であれば、レストラン運営は継続したいという意思は変わりません。

ご検討の上、回答をいただきたくお願い申し上げます。

以上

事 務 連 絡  
平成 3 1 年 2 月 1 4 日

**レストラン事業者**

川崎市立井田病院  
事務局長 田 邊 雅 史

行政財産使用許可に基づく光熱水費の追加請求についての回答に対する  
当院の対応方針について（回答）

平素より病院運営に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 3 1 年 1 月 1 5 日付けで御回答いただいた標記の件につきまして、次のとおり当院の対応方針について回答いたします。

御社からいただいた回答のうち、②の内容を踏まえて、本件の解決を図りたいと考えていますが、「平成 3 0 年 4 月から平成 3 3 年 3 月までの期間は光熱水費を分割して納付いただき、残額の支払については平成 3 3 年 3 月までの間に両者誠意を持ってあらためて協議を行う。」という形で御検討くださるようお願いいたします。

また、これらの内容については、お互いに確認文書という形で取りまとめたいと考えています。

なお、当院といたしましては、平成 3 4 年 1 0 月までの期間、御社にレストラン運営を継続していただきたいと考えておりますので、行政財産使用料につきましては、病院という特性上、一般のレストランと比較して収益を確保することが困難であること、売上が開設時の想定に及ばないこと、また、本市の他の市立病院における厳しい運営状況等も鑑み、免除する方向で調整いたします。

引き続きよろしくようお願い申し上げます。

(市立井田病院事務局庶務課担当)  
電話 044 - 766 - 2188 (代)

# 案 1

## 光熱水費の納付についての覚書

川崎市立井田病院におけるレストラン運営に係る光熱水費の納付について、川崎市（以下「甲」という。）と **レストラン事業者**（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

第1条 平成24年5月1日から平成30年3月31日までのレストラン運営に係る光熱水費のうち、甲が乙に対して請求を行っていなかった金額は、11,446,562円である。

第2条 乙は、甲に対し、第1条の金額のとおり、債務を負担していることを承認する。

第3条 乙は、甲に対し、債務を分割して納付する。分割納付の計画は次のとおりとする。

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 各月の分割納付予定額     | 208,120円   |
| (2) 分割納付開始時期       | 平成30年4月から  |
| (3) 分割納付期間         | 平成34年10月まで |
| (4) 分割納付期間最終月の予定残高 | 208,082円   |

第4条 乙は、甲に対し、平成33年3月まで第3条の計画のとおり、光熱水費を分割して納付する。

第5条 平成33年4月以降の納付については、平成33年3月の時点で、甲、乙、誠意を持ってあらためて協議を行うものとする。

平成 年 月 日

甲 川崎市  
病院事業管理者 増田 純一

乙 **レストラン事業者**

## 案 2

### 光熱水費の納付についての覚書

川崎市立井田病院におけるレストラン運営に係る光熱水費の納付について、川崎市（以下「甲」という。）と **レストラン事業者**（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

- 1 平成24年5月1日から平成30年3月31日までのレストラン運営に係る光熱水費のうち、甲が乙に対して請求を行っていなかった金額11,446,562円について、乙は甲に対して、平成30年4月から平成34年10月まで適宜分割して納付するものとする。
- 2 平成33年4月以降の取扱いについては、平成33年3月の時点で、甲、乙、誠意を持ってあらためて協議を行うものとする。

平成 年 月 日

甲 川崎市  
病院事業管理者 増田 純一

乙 **レストラン事業者**

## 井田病院における光熱水費の未請求について（その1）

井田病院における光熱水費の未請求について報告します。

### 1 未請求について

井田病院の電力系統は、一般電灯、一般動力、保安電灯、保安動力の4系統があります。また、水道は、給水と給湯の2系統があります。

売店において一般動力と給湯、レストランにおいて一般動力、保安電灯、保安動力と給湯が使用されていたということを認識しておらず、事業者に対し請求を行っていませんでした。

#### (1) 対象

井田病院内の売店とレストランに対する電気料金及び水道料金・下水道使用料

#### (2) 未請求期間と未請求金額

##### 売店

未請求期間：平成24年5月から平成29年10月まで（66カ月間）

未請求金額：165万7,316円

##### レストラン

未請求期間：平成24年5月から平成30年3月まで（71カ月間）

未請求金額：1,144万6,562円

※レストランについては、水道量計（給湯）が異常値を示していた期間を考慮しました

### 2 経過

#### (1) 平成29年10月28日

- ・事業者の更新時に新規の売店事業者からの照会により、電力量計（一般動力）の存在、未請求であること及び未検定品であることが判明。
- ・設備、光熱水費等の調査を開始。

#### (2) 平成30年1月4日

- ・水道量計（給湯）の存在、未請求であることが判明。
- ・井田病院新棟第2期工事が竣工された平成26年11月までのレストランの使用水量が異常に多い値を示していたことが判明したため、水道量計（給湯）設置事業者、工事施工業者、レストラン事業者、まちづくり局に調査を依頼。（その後の調査においても、原因は特定できず。）

#### (3) 平成30年2月8日

- ・売店事業者から電力使用量について疑義が示されたことから、電力量計（一般動力）設置業者に点検を依頼。
- ・電力量計（一般動力）は、設置事業者の合成変成比率の設定誤りにより、5倍

の数値が表示されていることが判明。

- ・まちづくり局に設備、電力量計について調査を依頼。
- (4) 平成30年3月9日
- ・まちづくり局による調査の結果、電力量計（保安電灯、保安動力）の存在、未請求であること及び未検定品であることが判明。
- (5) 平成30年5月8日
- ・病院局から市長へ報告

### 3 未請求への対応

#### (1) 事業者への対応

実費負担である未請求分光熱水費の徴収とレストラン運営の継続を基本とし、事業者を訪問し謝罪するとともに未請求光熱水費の支払いを依頼しました。

- ① 売店事業者は、一括により全額納付。
- ② レストラン事業者は、当初支払いの意思はないとしていましたが、その後の協議により、現在分割により納付。

#### (2) レストラン事業者との対応経過

- ① 平成29年12月27日
  - ・電気料金（一般動力）について、請求漏れの謝罪、追加請求の説明。
- ② 平成30年1月24日
  - ・事業者から電気料金（一般動力）について、支払意思がない旨の文書が提出。
  - ・水道料金・下水道使用料（給湯分）について、請求漏れの謝罪、追加請求の説明。
- ③ 平成30年3月15日
  - ・請求方針が示されるまで営業時間を短縮したい旨、文書で依頼あり。
  - ・以降、事業者との協議は一旦停止し、設備光熱水費の再調査開始。
- ④ 平成30年7月6日
  - ・平成30年度の行政財産使用許可の諸条件等を井田病院より提案。
  - ・経過、未請求金額等を詳細説明、支払いを依頼。
- ⑤ 平成30年8月23日
  - ・事業者から支払意思がない旨、文書回答。
- ⑥ 平成30年11月29日
  - ・平成30年度の行政財産使用許可の諸条件等を井田病院より再提案。
  - ・支払に応じられない場合、民事調停・訴訟による解決を提案。



令和2年12月8日

報道発表資料

井田病院レストランの給湯使用水量に関する再調査について

今回、光熱水費未請求事案に関わる検証作業等を進める中で、改めてレストランの給湯使用水量について施工業者による再調査を実施したところ、レストラン内が給湯循環となっていたため、これまで請求の算定根拠としていた入口部分のメーターとは別に出口部分にもメーターが設置されていたことなどがわかりました。その結果、使用水量の算定に疑義が生じたので、別紙のとおり報告します。

なお、引き続き請求額の算定根拠に関する詳細な調査を実施していきます。

(担当)

川崎市立井田病院事務局庶務課 長澤

電話 (044) 766-2188 (代表)

病院局総務部庶務課 関

電話 (044) 200-3834

# 井田病院レストランの給湯使用水量に関する再調査について①

## 給湯使用水量の再調査

【給湯水量の新棟2期工事完成前後における変化の原因】(平成26年11月まで;200m<sup>3</sup>前後、11月:142m<sup>3</sup>、12月以降;70m<sup>3</sup>の二けた台)

### ●平成30年1月 施工業者による現地調査

調査内容:給湯使用水量の減少の原因として、配管の漏水、2期工事期間中レストラン内配管から他エリアへの延伸、変更工事の有無

調査結果:配管の漏水、延伸、変更工事はなかった。

### ●令和2年11～12月 施工業者による現地再調査

調査内容:①2期工事完成からレストランの給湯メーターの数値が極端に少なくなっている原因

- ②2期工事完成後は2期工事分エリアが広がり一次側の給湯配管が増えたが、それによりレストランメーターに影響があるか。
- ③2期工事中にレストランの二次側で配管の変更はないか。また工事中において配管を予定から変更することがなかったか。
- ④現場(レストラン天井裏配管等)を確認し、図面どおりの配管(給水・給湯)になっているか。
- ⑤還りメーターの数値が、行きメーターの数値より多くなっている原因は何か。(追加調査)

調査結果:①②循環方式のため、2期工事完成後、配管総延長の増加により管内を流れる給湯が分散し、レストラン内の配管に流れる給湯も減少したためと考えられる。(配管総延長の増加により流速が減少したため。)

③変更なし

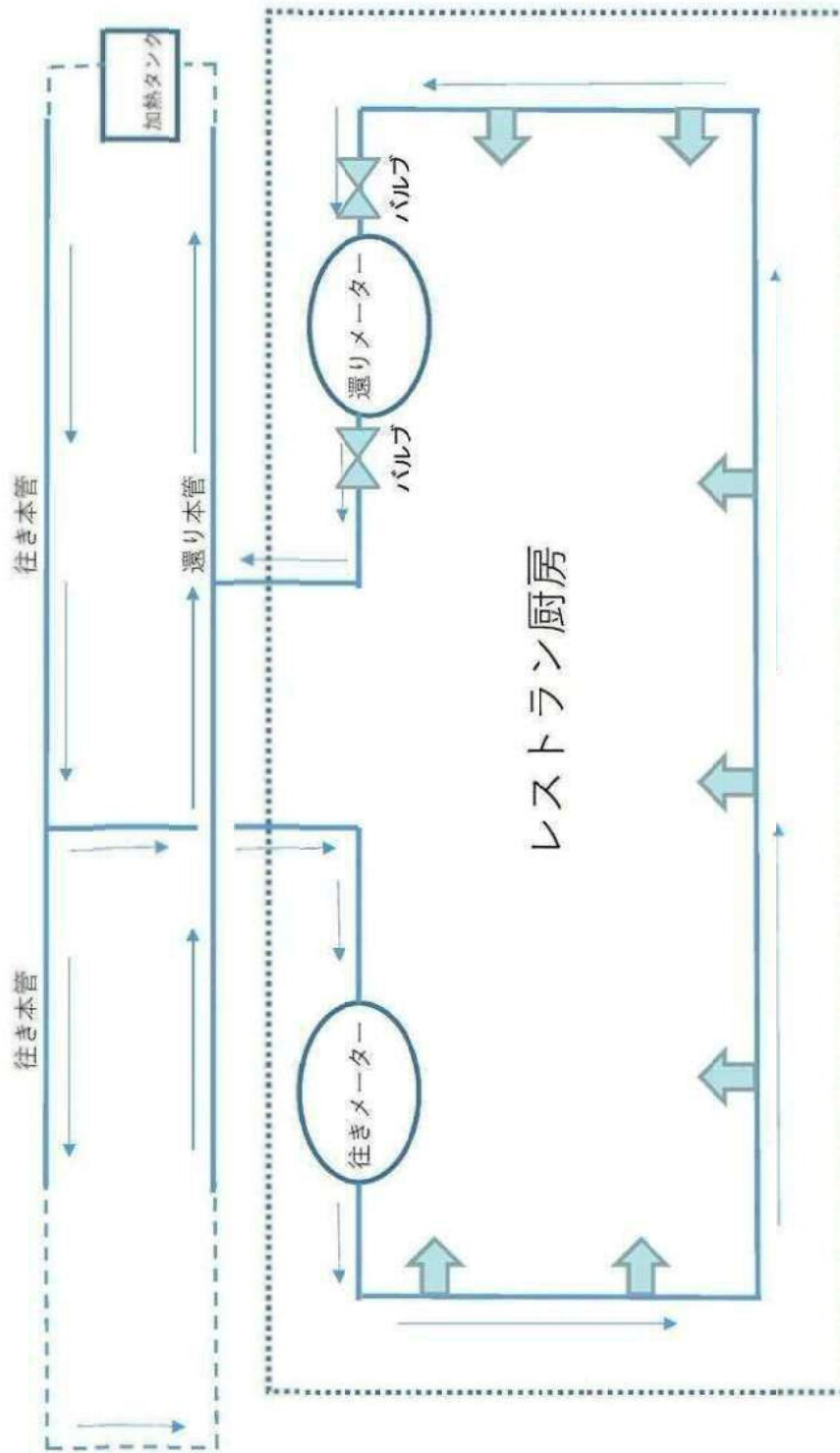
④概ね(\*)図面どおり。 \*寸分の違いがないとまでは言えないがほぼ図面どおりであった。

⑤上記①②に伴い、レストラン内給湯行き管の水圧が弱くなり、給湯還り管から逆流した可能性が考えられる。  
(パルス式水道メーターは逆流しても数値をカウントしてしまう。)

\*循環方式のため、レストランが使用していない時間であっても厨房内の配管を給湯が流れることが判明した。

井田病院レストランの給湯使用水量に関する再調査について②

レストラン内給湯循環図



## 井田病院レストランの給湯使用水量に関する再調査について③

### 給湯分上下水道料金の精査

#### 【使用水量の算定方法】

#### ●現状:「行きメーター値(\*)」を使用水量とし請求額を積算

- ①平成26年11月以前は平成27～29年度の平均値の「71m<sup>3</sup>/月」を使用水量とし請求額を積算
- ②平成26年12月以降は「行きメーター値」

\* 本来であれば、行きメーター値と還りメーター値の差分を使用水量とするところ、還りメーター値が行きメーター値よりも多い数値を示す日が相当数あったことから、担当者が行きメーター値を使用水量と判断した。

#### ●問題点:①本来は「行きメーター値」マイナス「還りメーター値」を想定していること

- ②逆流で「行きメーター値<還りメーター値」が発生し①の算出は不可能なこと
- ③「行きメーター値」は未使用の循環水量を含み、逆流して使用したと思われる分を含まないこと
- ④③のレストラン内の循環水量及び逆流使用分は測定不能なこと

#### ●結果:行きメーター値が正確な使用水量を示しているとは言えない。

行きメーター値を算定根拠として積算した給湯部分の上下水道料金は正確とは言えない。

#### ●これまでの請求金額等

平成24年5月分～平成30年3月分 請求予定額 約418万円 うち納付済額 約228万円  
平成30年4月分～令和2年9月分 納付済額 約103万円

#### 【今後の対応】

- ハード的な改善:レストラン内の給湯循環を取りやめ、還りメーター一次側二次側のバルブを閉め、行きメーターのみにて量ること、正確な数値を把握する。
- 過去の過誤請求の修正金額の算定:「行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準」に基づき、メーターによる算定が適当でない場合、使用状況等を勘案し算定することが可能とされているため、上記対策を実施し、一定期間の使用水量を把握することで過去の使用水量を試算したうえで請求額を算出し、事業者と協議していく。

※平成24年度当初からの営業開始に向けた公募資料  
及び行政財産使用許可書に添付

## レストラン設備諸条件一覧表

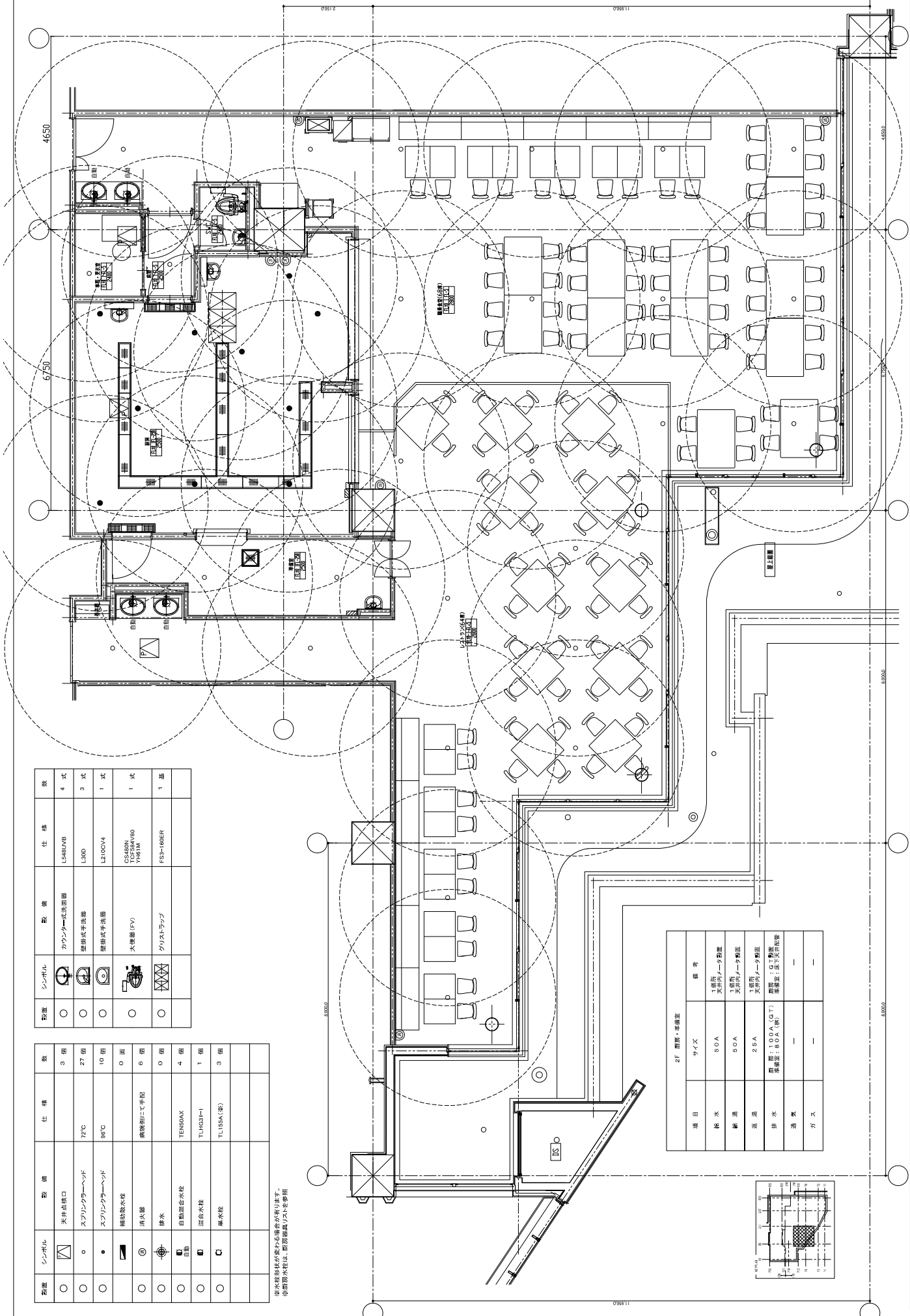
設備	内 容
建 築	<p>1 仕上材:レストラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床:ビニル床タイル4(ホモジニアスビニル床タイル)</li> <li>・巾木:MDF+塩ビシート貼</li> <li>・壁:ビニルクロス1</li> <li>・天井:ビニルクロス</li> <li>・天井高:2,800mm</li> </ul> <p>2 仕上材:厨房</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床:ビニル床タイル4(ホモジニアスビニル床タイル)</li> <li>・巾木:MDF+塩ビシート貼</li> <li>・壁:ビニルクロス1</li> <li>・天井:ビニルクロス</li> <li>・天井高:2,500mm</li> </ul> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャッター:有(防火シャッター)</li> <li>・内装制限:有</li> <li>・床荷重:床版小梁用積載荷重2,900N/m<sup>2</sup></li> <li>・平面積:レストランフロア 203m<sup>2</sup>、厨房(事務室等含む) 65m<sup>2</sup></li> <li>・その他:外部屋上緑化有、オーニング有</li> </ul>
電 気	<p>1 電灯・コンセント 1相3線 200/100V 20KVA 電力量計・有</p> <p>①商用電源 主幹ブレーカ ・3P225AF/125AT × 1回線 分岐ブレーカ ・電灯 200V 50AF/20AT × 6回路 100V 50AF/20AT × 4回路 ・コンセント 200V 50AF/20AT × 6回路 100V 50AF/20AT × 22回路</p> <p>②発電機電源 主幹ブレーカ ・3P 50AF/ 50AT × 1回線 分岐ブレーカ ・電灯 200V 50AF/20AT × 4回路 100V 50AT/20AT × 2回路 ・コンセント 100V 50AT/20AT × 12回路</p> <p>2 低圧動力 3相3線 200V 100KVA 電力量計・有</p>

電 気	<p>①商用電源 主幹ブレーカ ・3P400AF/350AT × 2回線 分岐ブレーカ ・100AF/75AT × 2回路 ・50AF/40AT × 2回路 ・50AF/30AT × 3回路 ・50AF/20AT × 7回路</p> <p>②発電機電源 主幹ブレーカ ・3P 50AF/ 30AT × 1回線 分岐ブレーカ ・50AF/20AT × 3回路</p> <p>3 照明: 図面を別途参加申込者に配布します。 4 時計: 図面を別途参加申込者に配布します。 5 TV受口: 図面を別途参加申込者に配布します。 6 電話受口: 図面を別途参加申込者に配布します。</p>
空 調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調概要 空冷ヒートポンプパッケージ (外機80kW×1台、室内機14kW×3台+11.2kW×3台)</li> <li>・全熱交換機(換気用) 全熱交換器 540CMH×3台+560CMH×3台</li> <li>・全館空調設備 無し</li> <li>・ファンコイルユニット 無し</li> <li>・レストラン 個別空調(台数・冷暖房能力など) 冷暖フリー形 ヒートポンプパッケージ 室外機 80kW×1台 室内機=天井埋込ダクト型 14kW×3台+天井埋込ダクト型 11.2kW×3台)</li> <li>・厨房 個別空調(台数・冷暖房能力など) 冷暖フリー形 ヒートポンプパッケージ 室外機 45kW×1台 室内機=天井埋込ダクト型 14kW×3台)</li> <li>・冷蔵庫・冷凍庫等の設備別途</li> <li>・その他 フード(衛生関係に表記)</li> </ul>
衛 生	<p>図面を別途参加申込者に配布します。</p>



### 売店設備諸条件一覧表

設備	内 容
建 築	<p>1 仕上材(売店・事務室・倉庫)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床:ビニル床シート1 t=2.0(テナント工事)</li> <li>・巾木:ビニル巾木(テナント工事)</li> <li>・壁:EP-2(テナント工事)</li> <li>・天井:化粧GB t=9.5(トラパーチン)</li> <li>・天井高:2,500mm</li> </ul> <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャッター:無</li> <li>・内装制限:有</li> <li>・床荷重:床版小梁用積載荷重2,900N/m<sup>2</sup></li> <li>・平面積:売店 67.3m<sup>2</sup>、事務室 5.4m<sup>2</sup>、倉庫 7.3m<sup>2</sup></li> </ul>
電 気	<p>1 電灯・コンセント</p> <p>1相3線 200/100V 15KVA 電力量計・有</p> <p>商用電源</p> <p>主幹ブレーカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3P100AF/100AT × 1回線</li> </ul> <p>分岐ブレーカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電灯 200V 50AF/20AT × 2回路</li> <li>100V 50AF/20AT × 2回路</li> <li>・コンセント 200V 50AF/20AT × 4回路</li> <li>100V 50AF/20AT × 10回路</li> </ul> <p>2 低圧動力</p> <p>3相3線 200V 35KVA 電力量計・有</p> <p>主幹ブレーカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3P225AF/175AT × 1回線</li> </ul> <p>※2次側動力回路は事業者様でお取設け願います。</p> <p>3 照明 別図は別途参加申込者に配布します。</p> <p>4 TV受口 別図は別途参加申込者に配布します。</p> <p>5 電話受口 別図は別途参加申込者に配布します。</p>
空 調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調概要 空冷ヒートポンプパッケージ (外機80kW×1台、室内機14kW×3台+11.2kW×3台)</li> <li>・全熱交換機(換気用) 全熱交換器 590CMH×1台</li> <li>・全館空調設備 無し</li> <li>・ファンコイルユニット 無し</li> <li>・個別空調(台数・冷暖房能力など)</li> </ul> <p>冷暖フリー形 クレイヒートポンプパッケージ</p> <p>室外機 25kW×1台</p> <p>室内機=天井埋込ダクト型 14kW×2台)</p> <p>(冷蔵庫・冷凍庫等の設備、運営事業者による別途工事)</p>
衛 生	<p>別図は別途参加申込者に配布します。</p>

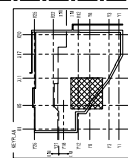


数量	シンボル	設備	仕様	数量	仕様
○		カウンタートップ洗面器	LE80UB	4 式	4 式
○		壁掛式手洗器	L30D	3 式	3 式
○		壁掛式手洗器	L210CV4	1 式	1 式
○		大洗器(FV)	CS-80N CS-80AV/90 VH61M	1 式	1 式
○		グリッドラップ	FSS-160ER	1 基	1 基

数量	シンボル	設備	仕様	数量	仕様
○		天井吊流口		3 個	
○		スプリングラバーヘッド	73°C	27 個	
○		スプリングラバーヘッド	99°C	10 個	
○		補助給水栓	網際側にて手配	0 個	
○		消火器	TENMAX	6 個	
○		排水	TENMAX	0 個	
○		自動混合水栓	TLH03F-1	4 個	
○		混合水栓	TL155A(深)	1 個	
○		麻水栓		3 個	

※水栓部材が変わる場合があります。  
※網際水栓は、網際降盤/バスを参照

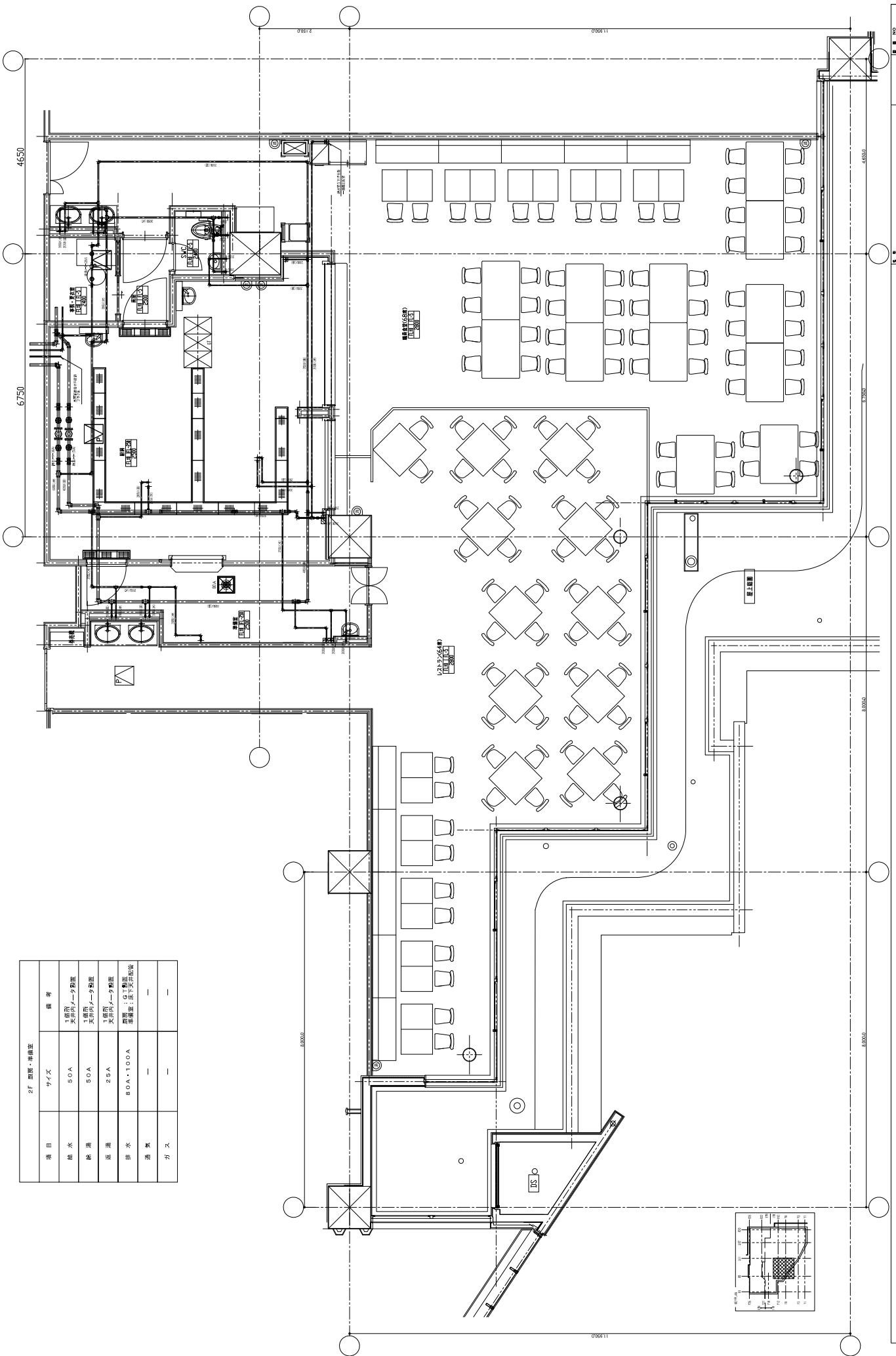
項目	サイズ	備考
排水	50A	1階降 天井内メータ設置
給水	50A	1階降 天井内メータ設置
湯水	25A	1階降 天井内メータ設置
排水	100A(GT)	階降 : 2階降 基準圧 : 8.0A (特)
湯水	—	—
ガス	—	—



井田商研改築工事  
2階 リストラン  
衛生・消火設備フロア図(1)

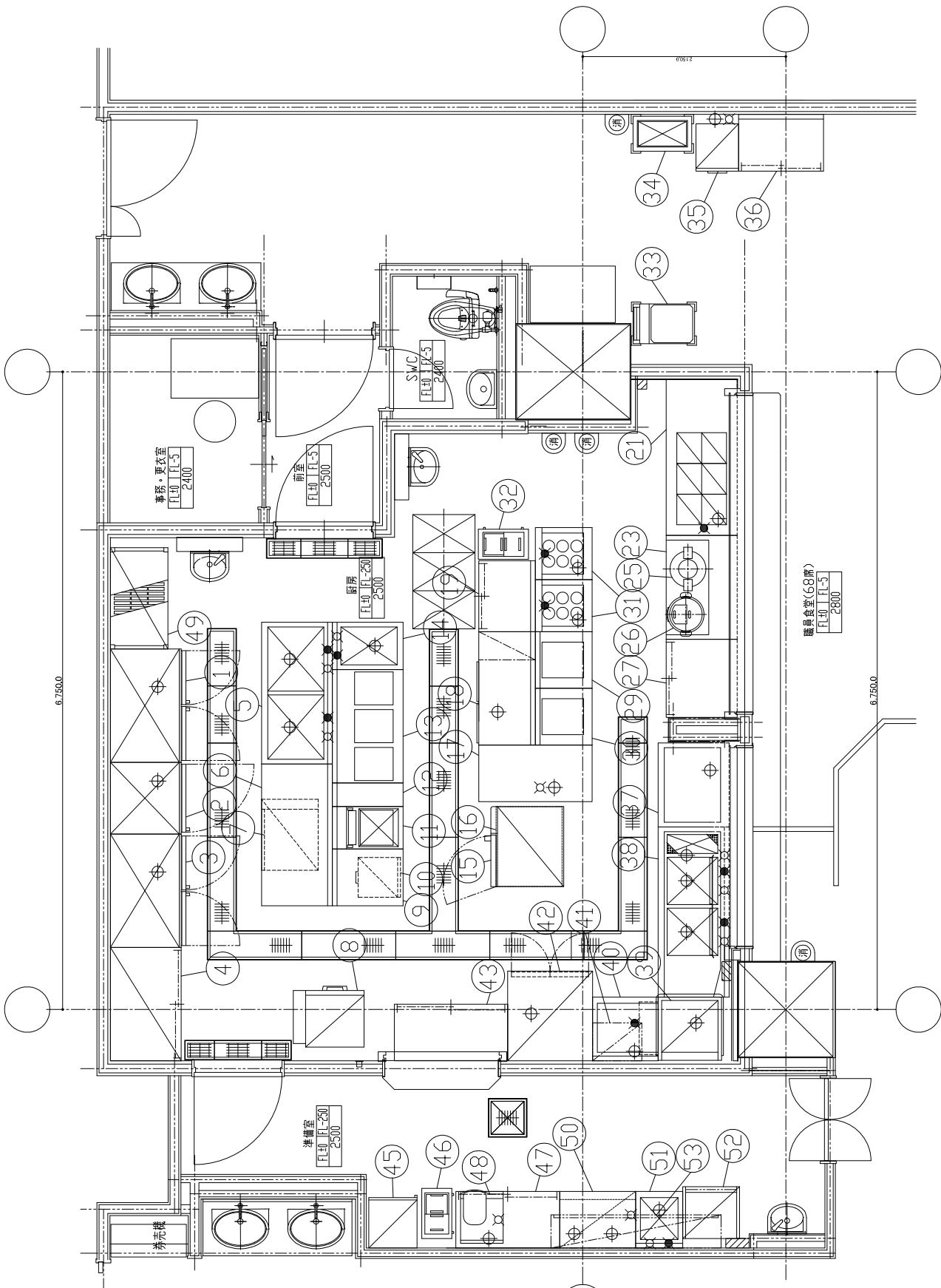


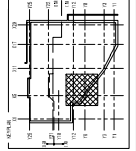
2F 配線・設備表		
項目	サイズ	備考
給水	50A	1階併用 天井内メーカー設置
排水	50A	1階併用 天井内メーカー設置
送風	25A	1階併用 天井内メーカー設置
排水	80A・100A	階層：2F 設備：空調機 設備室：天井内設置
送気	—	—
ガス	—	—



■ 図 番	■ 階 号	■ 棟 名	■ 部 門
井田南院改築工事 2階 レストラン 新システム設備			

No.	品名	MODEL	寸法(mm)		台数	配管口径(A)		電圧		備考
			開口	奥行		給水	排水	1.6/100V (VA)	3.0/200V (VA)	
1	冷凍庫	FRF126UJ	1200	800	1850	1	50	0.487	0.900	庫内照明付/7/5
2	冷凍庫	FRF166UJ	760	800	1950	1	50	0.192	0.900	庫内照明付/6/6
3	冷凍庫	FRF126UJ	1200	800	1950	1	50	0.227	0.900	庫内照明付/7/5
4	戸棚		1200	750	1800	1				
5	二槽シンク		1500	750	850	1	15×2	15×2	3.0×2	※排水管径: 113.1×115.1×16.1
6	台		1500	750	850	1				
7	洗面庫	(SCD1750BS)	750	600	800	1		0.750		収納型(注1, 2, 3, 4, 5)
8	電気自動炊飯器	FRG162F	750	600	1351	1			15.2	炊飯能力: 2.5kg~1.9kg
9	台		600	750	850	1				
10	電子レンジ	NE-160 FM (FEFS186)	422	476	537	1		2.8		※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅422×奥行476×高さ537
11	電気フライヤー		450	390	850	1			6.00	※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅450×奥行390×高さ850
12	台		250	750	150	1				
13	IHテーブル	(FC1275 15TB)	1200	750	850	1			5.0 × 3.0	※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅1200×奥行750×高さ850
14	一槽シンク		500	750	850	1	15	50		
15	コンヒートオープン(ケガコンヒート)	FGC08	847	771	737	1	20	50	10.1	※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅847×奥行771×高さ737
16	コンビオオープン専用菜台	BO-CR	845	700	696	1				※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅845×奥行700×高さ696
17	台		1200	600	850	1				
18	コードテーブル	FRF126UJ	1200	600	850	1	50	0.118		※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅1200×奥行600×高さ850
19	台下戸棚		750	600	850	1				
20	欠番									
21	ウォーターテーブル		1650	750	850	1	15	25	3.00	
22	欠番									
23	ライス&スーパテーブル		1100	750	850	1				
24	欠番									
25	ライスウォーマー	THS-C30A	460	380	350	1		0.077		※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅460×奥行380×高さ350
26	スーパウォーマー	TH-CU160	462	395	401	1		0.28		※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅462×奥行395×高さ401
27	台下戸棚		(825)	750	850	1				
28	欠番									
29	IHローレンジ	FLCL60050B	600	600	450	1			5.0	※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅600×奥行600×高さ450
30	IHローレンジ	(FLCL60050B)	600	600	450	1			5.0	※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅600×奥行600×高さ450
31	IH炊器	(WNP-500H)	550	600	850	2	15×2	23×2	12.0 × 2.0	※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅550×奥行600×高さ850
32	冷凍ストッカー	SCR-S45	531	338	865	1		0.058		※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅531×奥行338×高さ865
33	トレイチェンジャー	FTMGBE	420	600	892	1				
34	ラックチェイスベンチサーター	FRMC110	620	370	850	1				
35	チェイサーバー	BHY760SY	450	500	1450	1	15	40	1.208	※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅450×奥行500×高さ1450
36	台下戸棚		900	600	850	1				
37	水切台		(890)	750	850	1	25	25		※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅890×奥行750×高さ850
38	ノイドテーブル		1800	750	850	1	15×3	15×2	16.0 × 2.0	※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅1800×奥行750×高さ850
39	ドアタイプ洗洗機	FDW00DE	670	670	1420	1	15	32	16.0	※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅670×奥行670×高さ1420
40	クリーンテーブル		695	675	850	1				
41	ラックシェルフ		520	400	182	1				
42	電気消毒洗浄機	FEDRW05	900	950	1900	1	25		9.40	※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅900×奥行950×高さ1900
43	台下戸棚		1200	600	850	1				
44	欠番									
45	冷蔵ショーケース	SSR-280N	510	558	1765	1		0.385		※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅510×奥行558×高さ1765
46	冷凍ストッカー	SCR-S45	531	338	865	1		0.058		※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅531×奥行338×高さ865
47	台下戸棚		1100	600	850	1				
48	コーヒーマーカ	CT-141	450	565	750	1	15	40	6.0	※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅450×奥行565×高さ750
49	シェルフ(ベンチ4段)	CSJ4442V	1070	610	1830	1				※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅1070×奥行610×高さ1830
50	アイスメーカー	(SIM-S6500U)	804	600	850	1	15	30×2	0.42	※消費電力: 1711W(100V時) ※外形寸法: 幅804×奥行600×高さ850

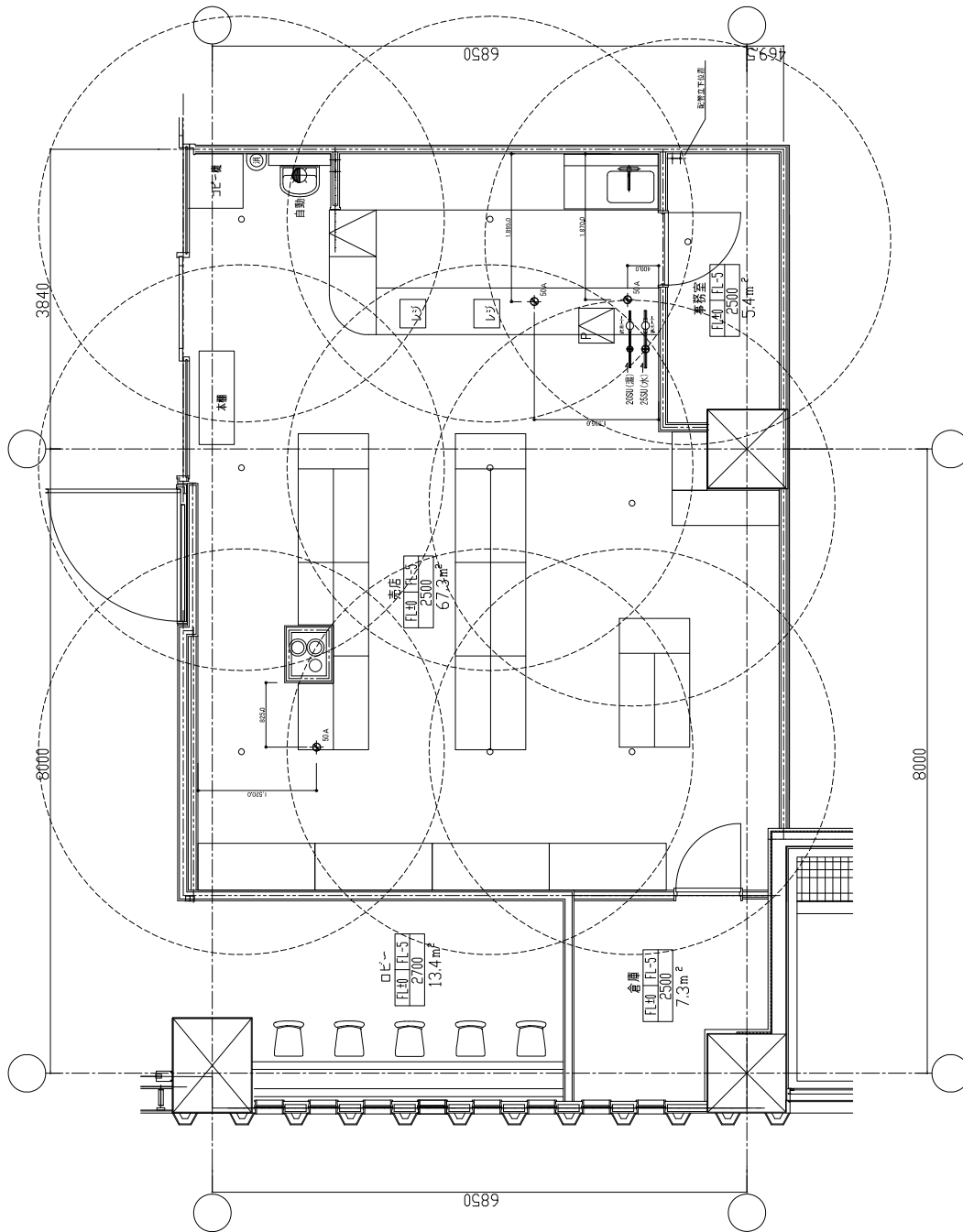




設置	シンボル	設備	仕様	数量
○	▽	天井点検口		1 個
○	○	スプリンクラーヘッド		9 個
	▬	補助放水栓		0 面
○	Ⓞ	消火器	病院側にて手配	1 個
○	⊕	排水 (50A)		3 個
○	⊕	流し用水栓 (壁付シングルバルブ+混合水栓)	流しは建築工事	1 個
○	⊕	手洗器 (自動混合水栓)	L210CV5 TENBOAX	1 式

2F 売店		
項目	サイズ	備考
給水	25A	1箇所 天井内メータ設置
給湯	20A	1箇所 天井内メータ設置
排水	50A	3箇所 設置
通気	—	—
ガス	—	—

※平成24年度当初からの  
売店営業開始に向けた  
公募資料に添付



井田病院改築衛生その他設備工事  
2階 売店  
衛生・排水設備プロット図

テナント関係 電力量・給水・給湯

ページ番号 14

印刷日付 2020/10/01(木) 1/1

2020年09月

日付	電力 電力量 kWh	2F 厨房給気ファン 電力量 kWh	レストラン従業員室 2F kWh	厨房電力量 2F kWh	2F 厨房用給水 m3	2F 厨房用給湯 往 m3	2F 厨房用給湯 入 m3	2F 厨房用給湯 入 m3	レストラン給水 給水量 m3	レストラン給湯 往 給水 m3	レストラン給湯 入 給水 m3	2F 売店用給湯 m3	2F 売店用給水 m3	売店電力量 2F kWh	2F 売店用給湯 m3	2F 売店用給水 m3	売店電力量 2F kWh	売店電力量 kWh
01日(火)	27	17	32	42	1	2	3	1	1	0	0	0	0	95	0	0	0	0.0
02日(水)	27	17	44	58	0	1	2	1	1	0	0	0	0	94	0	0	0	0.0
03日(木)	27	17	57	120	1	2	2	2	0	0	0	0	0	115	0	0	0	0.0
04日(金)	27	17	73	142	1	2	2	1	1	0	0	0	0	137	0	0	0	0.0
05日(土)	26	17	2	4	0	0	3	2	0	0	0	0	0	144	0	0	0	0.0
06日(日)	0	18	5	152	1	2	2	1	1	0	0	0	0	105	0	0	0	0.0
07日(月)	27	17	92	156	1	2	2	1	1	0	0	0	0	101	1	0	0	0.0
08日(火)	27	18	82	156	1	2	2	2	1	0	0	0	0	122	0	0	0	0.0
09日(水)	27	18	70	146	1	1	3	2	0	0	0	0	0	114	0	0	0	0.0
10日(木)	27	17	71	161	1	1	2	1	1	0	0	0	0	78	0	0	0	0.0
11日(金)	27	18	79	142	0	2	2	1	0	0	0	0	0	117	0	0	0	0.0
12日(土)	27	18	2	4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	77	0	0	0	0.0
13日(日)	0	17	1	5	1	0	2	1	1	0	0	0	0	69	0	0	0	0.0
14日(月)	27	18	42	64	0	2	2	2	0	0	0	0	0	102	0	0	0	0.0
15日(火)	27	17	31	39	1	1	3	2	1	1	0	0	0	99	0	0	0	0.0
16日(水)	27	17	32	29	1	1	3	1	1	0	0	0	0	64	0	0	0	0.0
17日(木)	27	18	36	71	1	2	2	2	0	0	0	0	0	109	0	0	0	0.0
18日(金)	27	17	74	109	0	1	2	1	1	0	0	0	0	157	0	0	0	0.0
19日(土)	27	18	2	5	0	0	3	0	0	0	0	0	0	86	0	0	0	0.0
20日(日)	0	17	2	5	1	0	2	1	0	0	0	0	0	59	0	0	0	0.0
21日(月)	27	18	2	4	0	0	3	1	1	0	0	0	0	47	0	0	0	0.0
22日(火)	27	17	1	5	0	0	2	1	0	0	0	0	0	64	0	0	0	0.0
23日(水)	27	17	29	16	1	2	2	1	1	0	0	0	0	69	0	0	0	0.0
24日(木)	27	18	16	21	0	1	2	2	0	0	0	0	0	61	0	0	0	0.0
25日(金)	27	18	24	10	1	2	3	1	1	0	0	0	0	79	0	0	0	0.0
26日(土)	28	18	2	5	0	0	2	2	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0.0
27日(日)	0	19	2	5	0	0	2	0	0	0	0	0	0	55	1	0	0	0.0
28日(月)	27	18	25	45	1	2	3	2	1	0	0	0	0	71	0	0	0	0.0
29日(火)	27	19	17	21	1	1	2	1	0	0	0	0	0	61	0	0	0	0.0
30日(水)	27	18	17	39	1	2	2	2	1	0	0	0	0	74	0	0	0	0.0
月合計	702	528	960	1630	17	31	69	37	14	0	0	0	0	2675	2	0	0	0.0
月最大	28	19	92	161	1	2	3	2	1	0	0	0	0	157	1	0	0	0.0
月最小	0	17	1	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	47	0	0	0	0.0
月平均	23	18	32	54	1	0	2	1	0	0	0	0	0	89	0	0	0	0.0
年合計	7127	4703	5334	8829	139	313	628	294	141	0	0	0	0	15616	16	0	0	0.0
年最大	859	551	1341	2844	20	49	72	37	18	0	0	0	0	3500	2	0	0	0.0
年最小	693	502	215	147	10	14	65	30	14	0	0	0	0	779	1	0	0	0.0
年平均	792	523	593	759	15	35	70	33	16	0	0	0	0	1735	2	0	0	0.0

平成25年3月 7日

24川病経第1033号

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市病院局会計規程（平成17年病院局規程第36号。以下「会計規程」という。）第94条の規定に基づき、病院事業の用に供する行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用許可に係る使用料の算定方法及び減免について、必要な事項を定めるものとする。

(土地使用料)

第2条 電柱、支柱、支線、地下埋設物、広告、郵便差出箱その他これらに類するものを設置するための土地（土地の定着物を含む。以下同じ。）の使用料は、川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）別表に定める額とする。ただし、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設置する電話柱等については、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額とする。

2 前項の土地の使用料以外の土地の使用料は、使用部分に係る近傍類似の土地の前年度の固定資産税評価額（1平方メートル当たりの額をいう。）を一定の割合で除して得た額（以下「評価額」という。）に100分の3を乗じて得た額に土地の使用面積を乗じて得た額を年額とし、当該年額に12分の1を乗じて得た額を月額、365分の1を乗じて得た額を日額とする。ただし、高压線の線下敷又は鉄塔敷の使用料は、原則として次の算定方法により算定した額を年額とし、当該年額に12分の1を乗じて得た額を月額、365分の1を乗じて得た額を日額とする。

$$\text{評価額} \times \text{線下敷又は鉄塔敷の面積} \times 1 / 3 \times 3 / 100 = \text{年額}$$

3 前項ただし書きに規定する線下敷又は鉄塔敷の面積の算定は、別表第1によるものとする。

4 第1項及び第2項の使用料を算定する場合において使用期間が1月に満たないとき又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用させるときは、第1項及び第2項の規定により算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額として当該算定した額に100分の8を乗じて得た額を加えた額を使用料とする。

(建物使用料)

第3条 建物（付帯設備を含む。以下同じ。）の使用料は、次の算定方法により算定した額を年額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とし、当該年額に12分の1を乗じて得た額を月額、365分の1を乗じて得た額を日額とする。

{当該建物の帳簿価額（帳簿価額が取得価額を下回る場合は、取得価額とする。以下同じ。）×100分の7+土地の使用料相当額}×100分の108

2 前項の土地の使用料相当額の算定については、前条第2項の規定を準用する。

3 前2項の規定に関わらず、建物の使用が一部である場合の使用料は、次の算定方法により算定した額を年額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とし、当該年額に12分の1を乗じて得た額を月額、365分の1を乗じて得た額を日額とする。

{当該建物の帳簿価額×当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合（以下この項において「使用割合」という。）×100分の7+評価額×当該建物の建築面積×使用割合×100分の3}×100分の108

4 前項の場合において、使用者が建物の共用部分の使用を特に必要とする

きは、使用料は次の算定方法により算定した額を年額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とし、当該年額に12分の1を乗じて得た額を月額、365分の1を乗じて得た額を日額とする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りではない。

前項の規定により算定した額＋共用部分の帳簿価額×7／100×利用割合×100分の108

（その他使用料）

第4条 前2条の規定に関わらず、次の各号に掲げる使用料は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、施設の利用に伴って使用させるときは、当該各号に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額として当該各号に定める額に100分の8を乗じて得た額を加えた額とする。

（1）線類及びこれに類するものを設置するための使用料 川崎市道路占用料徴収条例別表に定める額

（2）公衆電話等を設置するための使用料 電気通信事業法施行令別表第1に定める額

（3）各種自動販売機を設置するための使用料 1台当たり月額11,000円

（収益を目的として使用する場合の使用料）

第5条 前3条の規定にかかわらず、収益を目的として使用する場合の使用料は、1月ごとの販売数量又は売上げの総額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）に一定の割合を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額として当該額に100分の8を乗じて得た額を加えた額を月額とすることができる。

2 前項の規定により算定した月額の使用料が前3条の規定により算定した月額の使用料（以下この項において「基準額」という。）を下回るときは、基



準額を使用料とする。

(映像制作等を目的として使用する場合の使用料)

第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、映像制作その他これに類するものを目的として使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額として当該各号に定める額に100分の8を乗じて得た額を加えた額とする。

(1) 規模(使用面積、撮影スタッフ数及び出演者数をいう。以下同じ。)が比較的大きい撮影であり、かつ職員の立会いが2名程度必要と考えられるもの 1日につき200,000円。ただし、1日の使用時間が4時間に満たない場合は、1日につき100,000円

(2) 規模が比較的小さい撮影であり、かつ職員の立会いが1名程度必要と考えられるもの 1日につき100,000円。ただし、1日の使用時間が4時間に満たない場合は、1日につき50,000円

(特例措置)

第7条 第2条から前条までの規定によることが不適當又は困難と認めるときは、土地及び建物の立地条件、使用許可の態様その他事情を考慮し、実情に即した取扱いをすることができる。

(使用料の減免)

第8条 会計規程第98条の規定により減額又は免除することが適當と認めるときは、別表第2に基づき行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(川崎市病院局行政財産目的外使用料算定基準の廃止)

2 川崎市病院局行政財産目的外使用料算定基準(平成22年3月31日付け

21川病経第920号)は、廃止する。

附 則

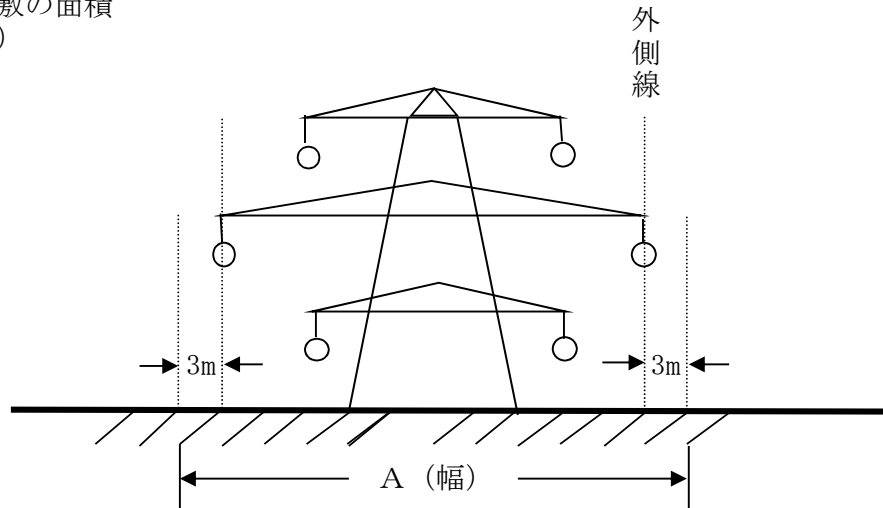
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1

## 線下敷又は鉄塔敷の取扱いについて

それぞれの面積は、次の算式により算定する。

(1) 線下敷の面積  
(断面図)



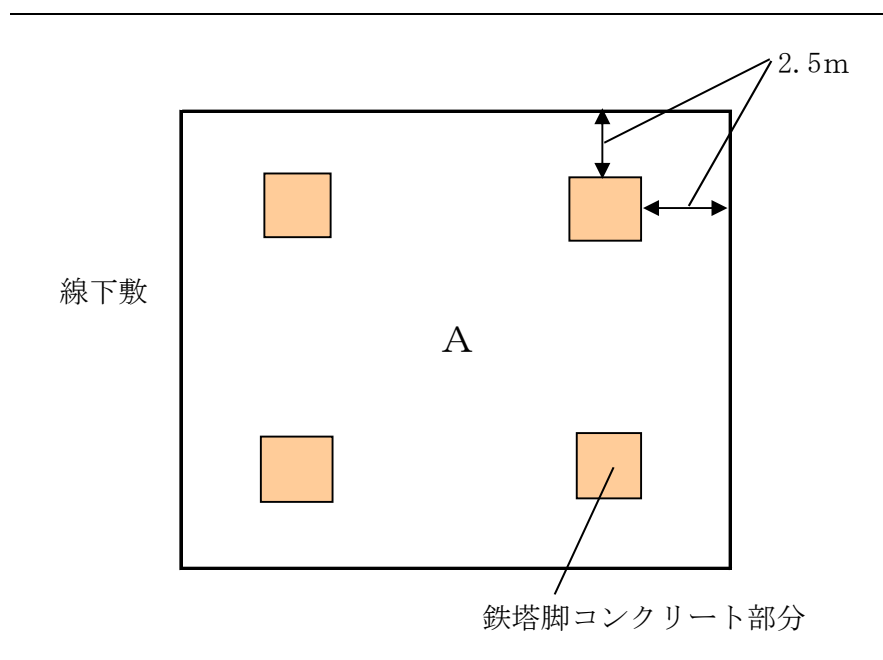
(算 式)

線下敷の面積 =  $A \times \text{線下敷の長さ} - \text{鉄塔敷の面積}$  (次号により算定される面積をいう。)

(2) 鉄塔敷の面積

次の図のAの部分の面積とする。ただし、使用許可の申請者がこの面積と異なる面積を必要とする場合は、この限りではない。

(平面図)



別表第 2

使 用 料 減 免 基 準

減免の適用条項	減免 区分	減免又は免除できる場合
<p>1 会計規程第 9 8 条第 1 号</p> <p>国等において公用又は公共用に供するとき。</p>	免除	<p>本局における社会公共の利益の増進に寄与し、行政財産の使用の許可を受けた者がその利用者から利用料を徴収しないとき。</p>
	減額	<p>上記の場合において、実費又は低額な利用料を徴収するとき。</p>
<p>2 会計規程第 9 8 条第 2 号</p> <p>公共的団体において公益事業の用に供するとき。</p>	<p>免除</p> <p>・</p> <p>減額</p>	<p>公共的団体が公益事業に直接使用するとき。</p>
<p>3 会計規程第 9 8 条第 3 号</p> <p>管理者が特別の理由があると認めたととき。</p>	免除	<p>次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 本局職員の福利厚生事業に使用するとき。</p> <p>(2) 本市の指定した用途に基づき社会福祉施設を運営するために使用するとき。</p> <p>(3) 市有施設（医療、福祉、教育）を利用する者のために、食堂、売店</p>

	<p>等の厚生施設を設置する場合で、本市が当該施設利用者の負担を軽減するために、利用料、販売価格等を指導しているとき。</p> <p>(4) 地域の町内会、自治会等の団体が市広報用掲示板又は防犯施設若しくは防災施設を設置するとき。</p> <p>(5) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。</p> <p>(6) 本局の事務又は事業と密接な関連を有する事務又は事業で、管理者が特に必要と認めるとき。</p>
減額	<p>本局の事務又は事業の遂行上その他公益上特に必要があると管理者が認めるとき。</p>
免除 ・ 減額	<p>行政財産の使用許可を受けた者が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震、火災、水害等により当該行政財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。（この場合において被害の状況、程度等を勘案して、使用料を減免することができる。）</li> </ul>

(注) 運用上の留意点

- 1 上表の3による免除を適用する場合は、(6) 本局の事務又は事業と密接な関連を有する事務又は事業とは、本局の事務又は事業の遂行上必

要不可欠なもので本局が積極的に協力する必要があるものをいう。

2 減額後の使用料は、次の算定式により算出した額とする。

$$\text{減額後の使用料} = \text{使用料} - (\text{使用料} \times \text{減額率})$$

3 減額率については、原則として50パーセントを最高限度とする。

## 川崎市立井田病院におけるレストラン運営仕様書

川崎市立井田病院を甲とし、レストラン運営事業者を乙とする。

### 1 使用物件

川崎市中原区井田 2-27-1 川崎市立井田病院内

レストラン	ア 厨房フロア 2階 65.0 m <sup>2</sup> イ 一般用レストラン 2階 89.5 m <sup>2</sup> ウ 職員用レストラン 2階 113.5 m <sup>2</sup>
レストランフロア	テーブル、椅子、ソファ、プラントボックス(甲による設置) (参考席数) ア 一般用レストラン 44席 イ 職員用レストラン 72席

### 2 使用許可期間

- (1) 使用許可期間は、平成29年11月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、当該許可期間満了前の審査により特に問題が無く継続的な許可を与えることができると認められるときは、当初許可の日から5年を超えない範囲で更新を妨げないものとする。
- (2) 使用許可期間には、店舗の設置及び撤去に要する期間も含む。また、店舗の開設時期については、甲と別途協議の上、決定する。
- (3) 前号にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は当該使用許可を取消し又は変更することができる。なお、この場合、乙は、当該取消し又は変更によって生じた損失の補償を甲に請求することができない。
  - ア 公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。
  - イ 許可条件に違反する行為があると認められるとき。
  - ウ 公募参加資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

### 3 使用料等

#### (1) レストランの行政財産使用料

レストランに係る毎月の売上を合算した総合計額(消費税及び地方消費税を含む)に、「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業 レストランの収支見込及び使用料等の提案書」(様式第6号)で提示した使用料率を乗じた額を月額の使用料とする。

ただし、毎月の売上の総合計額に使用料率を乗じた行政財産使用料月額が次の基準額を下回るときは、基準額を使用料とする。

土地使用料(1) = 井田病院土地評価額(円/㎡) × 建物建築面積(㎡) × 合計使用面積(㎡) / 建物延床面積(㎡) × 3 / 100

建物使用料(2) = 建物帳簿原価(円) × 合計使用面積(㎡) / 建物延床面積(㎡) × 7 / 100

(1) + (2) = 年間使用料合計(3)

(3) × 消費税率 ÷ 12か月 = 基準額(月額)

基準額 ¥189,000 円程度(月額)

※基準額の算定とするのは厨房フロアのみとする。

また、レストランの開店前の使用期間(準備期間)については販売売上が無いことを考慮し販売開始後の期間から日割りで基準額を算定する。なお、支払方法は、甲の指示に従うこと。

※毎月の売上の総合計額を報告するにあたっては、甲が認めた客観的に売上を確認できる資料を添付して行うこと。

## (2) 光熱水費

乙の実費負担とする。また、光熱水費の算定に用いる子メーターは甲の負担で設置する。なお、支払方法は、甲の指示に従うこと。(ガスについては使用不可)

## (3) 設置及び撤去等費用

ア 店舗の設置(設備、備品、既存設備の撤去等含む)にかかる費用、並びに設備、備品等の更新、店舗内改装、修繕、模様替えその他、原型を変更とする行為等、設置及び撤去等に伴う工事・原状回復・損害費用等は乙の負担とする。

イ 乙が使用許可終了期日までに原状回復の義務を履行しないときには、甲がこれを行い、その費用を乙に請求することができる。この場合、乙は何らの異議を申し立てることはできない。

ウ 乙は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の費用及びその他の費用は甲に請求しないものとする。

## (4) 管理費用

乙が負担すべき経費は次のとおりとする。

ア 使用物件の維持・保持のために必要とする経費のほか、清掃(排水管等の清掃を含む。)、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、レストランの営業にかかわる全ての経費

イ レストラン営業に必要な各種手続きに要する一切の費用

ウ 室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用(特に床面の油等は常時清掃により除去すること。)

エ 甲又は乙が設置した空調設備、照明設備、厨房設備等の日常的な維持管理、修理、廃棄にかかわる費用(廃棄費用については、甲が設置した設備等は除く。)

オ 室内改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用(※事前に甲の承認を得ること)

カ 室内照明管球の調達・交換に要する費用



キ 冷蔵庫、調理器具、食器等の備品の調達・交換に要する費用

(5) 損害賠償

ア 乙は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用物件の損害額に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

イ 前項に定める場合のほか、乙は、使用者及び使用許可書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

ウ レストランの営業によって第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。

エ 甲は、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、当該レストランに係る盗難事故や破損事項等に関しては一切の責任を負わないこととする。なお、利用者とのトラブル等は、迅速かつ誠実に対応し、速やかに甲に報告すること。

4 レストランの使用条件

(1) 営業日及び営業時間

営業日は毎日とし、営業時間は平日(祝日を除く。)は、午前 10 時 30 分から午後 7 時 00 分まで、土曜・日曜・祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは、午前 11 時 00 分から午後 2 時 00 分までとする。

なお、臨時的な休業日が生ずる際には、事前に甲の承認を得ること。

※上記の営業日、営業時間については、当院が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については運営事業者から提案された提案書に基づき病院と協議の上、決定する。

(2) 営業開始日

平成 29 年 11 月 1 日以降速やかに開始すること。なお、事前に書面により営業開始日を甲へ報告すること。

(3) 施設出入口開閉時間等

レストランへの入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については、甲の指示に従うこと。

(4) 従業員名の表示

乙は、従業員名簿を提出し、甲の確認を受けること。また、病院内に出入りする従業員に対し、身分証を携帯・表示させること。

(5) 店舗の設置と条件

通路幅は車椅子が十分通行可能な幅を確保して、営業ができるように各工事を行うこと。また、飲食物の提供については車椅子使用者について配慮があること。

なお、内線電話は、配管配線を甲において設置する。外線電話(FAX、通信回線を含む)

は、配管配線、契約手続、加入権及び費用を乙の負担により設置すること。

(6) 火元責任者の配置

レストランには、常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底すること。また、甲及び消防署より防火上の指導(防火管理者の設置等)があった場合には、乙は適切に対処すること。

(7) 禁煙

病院敷地内は、終日禁煙となっているため、レストラン内も全面禁煙とすること。また、レストラン内の利用者に対する禁煙表示を行うこと。

(8) 食材等の搬入・搬出

食材等の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。駐車場所及び搬入出経路は、事前に甲の指示を受けた方法によること。

(9) 食材等の仕入れ管理方法

食材等については、安全性等信頼できる業者から仕入れること。なお、販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。

取扱商品は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努めなければならない。

また、商品の安全管理には十分に配慮し、管理責任を明確にすること。

(10) 営業方式

ア 一般用レストラン

利用者等の動線・建物構造、病院の性格上の制約等に配慮したものとし、来院者等の利用が多いことに留意したうえで、従業員が利用者から注文をとる方式(レストラン方式)で営業を行うこと。

イ 職員用レストラン

利用者等の動線・建物構造、病院の性格上の制約等に配慮したものとし、利用時間が、昼食時間帯に集中することを考慮に入れて、スムーズに販売精算できる方式を取り入れること。(セルフサービス方式)

※上記の営業方式については、甲が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については運営事業者から提案された提案書に基づき甲と協議の上、決定する。

(11) 提供メニュー・サービス及び提供価格

レストラン利用者の増大を図るため、より高い品質を保持した上、より低価格で提供できるよう努めなければならない。提供メニュー・サービス及び提供価格は、事前提案内容と相違しないようにし、販売前に書面を提出し甲の確認を受けること。また、変更する場合は甲と協議すること。なお、メニューにはカロリー及びアレルギーに関する表示をすること。

メニューの設定については、次のとおりとすること。

ア 定食(日替わりを含む)

イ 麺類、丼類、和食、洋食、中華等の食事を主たるものとする  
ウ 病院職員がレストラン以外で利用(テイクアウト)できる食事メニューを提供すること  
※上記のメニューについては、甲が設ける基準条件であり、具体的なメニューの設定については運営事業者から提案された提案書に基づき甲と協議の上、決定する。

(12) 店舗の設置、改修等にかかる事前協議

店舗の設置(設備、備品等含む)、備品等の更新、店舗内改装、修繕、模様替え等を行う場合には、事前に甲の承諾を得なければならない。

また、当該作業を行う場合には、病院業務に影響が無いように配慮するとともに、作業完了後は、その完了した旨を甲に報告し、検査を受けること。

なお、原状回復は速やかに行うこと。

(13) 販売品を禁止するもの

院内の安全を脅かすもの、アルコール類、タバコについては販売を禁止する。

(14) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て乙が行うとともに、費用も乙が負担する。また、申請・届出等の状況を甲へ報告すること。

(15) 衛生管理

自主的に食品細菌検査を実施する等、事故防止に努めること。

また、業務従事者に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、定期的に健康診断を実施するとともに、井田病院感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて作業を行うこと。万が一、業務従事者が感染症等に感染した場合には、即時に甲へ報告の上、甲の指示に従い、当該業務従事者への措置及び他の者に感染することが無いように感染症対策を迅速に講ずること。なお、これらの措置にかかる費用は、乙の負担とする。

他に、商品搬入者の衛生教育も同様に徹底すること。

(16) 従業員に対する研修と勤務体制

従業員に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、特に衛生面での教育に重点を置いた研修体制を整えること。

また、事前に実施する研修の内容を記した研修計画書及び実施した研修結果を記した研修報告書を甲へ提出すること。

従業員の配置については、業務が円滑かつ安全に遂行されるよう留意し適正に人員を配置すること。

(17) 張り紙、看板等の表示又は掲出

使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。また、張り紙、看板等の表示又は掲出を行う場合は、事前に甲の承認を得ること。

#### (18) 廃棄物の回収

販売商品から生ずるゴミや納品用のダンボール等、乙の営業に伴い生ずる廃棄物の回収については、甲の指示に従い、乙の負担により責任をもって行うこと。また、環境問題に配慮して適性を実施するために、常に廃棄量を把握し、廃棄物の発生を抑制するとともに、再資源化を促進するよう努めなければならない。

#### (19) 緊急時の対応

事故や犯罪等、若しくは事故や犯罪に準じる事態が発生した場合は、患者や来院者への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。また、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、甲に報告すること。

また、営業時間内外における事故や犯罪発生時の連絡体制を書面にて予め甲へ届け出ること。

### 5 禁止事項等

(1) 指定用途以外の使用をしないこと。

(2) 使用許可財産を転貸し、又は使用权の譲渡をしないこと。

また、フランチャイズ方式は可能とするが、公募参加資格「良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。」「事故の場合、レストラン運営事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力を有していること。」について、フランチャイザー(本部・本部企業)及びフランチャイジー(加盟店・加盟者)の関係も含めた説明資料を提出し、甲の承認を得ること。

なお、本公募の申請者と、公募選定後における行政財産使用許可申請の申請者は同一とすること。

(3) 使用物件は、最善の注意を持って維持保存に努めること。また、使用物件は、甲の承認を受けずに隔壁等の工作物を設けないこと。

### 6 調査協力義務

甲は、随時その使用状況を実地に調査することができ、この場合、乙は、これに協力しなければならない。

### 7 運営の評価

甲は、運営状況について、随時に評価をして改善を申し入れることができる。乙は改善の申し入れの協議に応じ、その改善に努めなければならない。

### 8 資料の提出等

乙は、甲が必要のある時は、甲の指示に従い、資料の提出又は報告をしなければならない。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

## 10 資料

- (1)資料1 川崎市立井田病院の概要
- (2)資料2 レストラン設備諸条件一覧表

## ※行政財産使用許可書に添付

## 許 可 条 件

(レストラン)

- 1 使用許可財産は、申請の目的以外に使用してはならない。また、使用許可財産は、最善の注意を持って維持保存に努めること。
- 2 使用許可財産を転貸し、または使用权の譲渡をしてはならない。但し、フランチャイズ方式による使用は可能とするが、事前に川崎市病院事業管理者(以下「管理者」という。)の承認を得ること。
- 3 使用許可財産の原状を変更し、または工作物を設置してはならない。但し、事前に管理者の承認を得たときは変更等を可能とするが、病院業務に影響が無いように作業を行うこと。また、作業完了後は、その完了した旨を管理者に報告し、検査を受けること。
- 4 使用許可期間は、行政財産使用許可書に記載された期間とする。  
なお、使用者は、使用許可期間の更新を希望する場合には、許可期間満了の日の30日前までに管理者へ行政財産使用許可申請書を提出しなければならない。
- 5 使用許可期間中であっても、次の各項に該当すると認められるときは、ただちに使用許可の取り消しをすることができる。
  - (1) 病院局が公用もしくは公共用に供するため必要性が生じたとき。
  - (2) 許可の条件及び当該行政財産使用許可に伴う公募の条件等に違反する行為が認められたとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたことが判明したとき。
  - (4) 使用者が川崎市病院局会計規程第94条の2第2項各号のいずれかに該当していることが判明したとき。
- 6 管理者は、前項の使用許可の取り消しによって生じた損失を一切補償しない。
- 7 使用許可期間が満了したとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、使用者は速やかに使用許可財産を原状に回復して返還しなければならない。また、使用者が使用許可終了期日までに原状回復の義務を履行しないときには、管理者がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は何らの異議を申し立てることはできない。  
但し、管理者の承認を得たときは、原状に回復しないで返還することができる。
- 8 使用許可期間中に設置場所を移設するとき等は、使用者の負担で移設しなければならない。また使用者は、速やかに移設元の使用許可財産を原状に回復して返還しなければならない。但し、管理者の承認を得たときは、原状に回復しないで返還することができる。
- 9 使用許可財産について、使用者が必要費または有益費を支出することがあっても、使用者はその償還を請求できない。
- 10 使用者は、その責に帰すべき事由により使用財産の全部または一部を滅失もしくは毀損したときは、管理者の指示に従い速やかに原状に回復し、または損害を賠償しなければならない。

- 11 使用者は、許可書に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 12 管理者は、その責に帰することが明らかな場合を除き、当該レストランの営業に係る盗難や破損事故等に関して一切の責任を負わない。
- 13 使用者は、当該レストランの営業によって第三者に生じた事故等が、管理者の責に帰さない事由による場合は、使用者が補償しなければならない。
- 14 使用者は、当該レストランが毀損、汚損又は紛失した場合は、速やかに復旧することとし、復旧に係る費用を負担しなければならない。

また、使用者は、当該レストランの営業に係る事故や犯罪等、若しくは事故や犯罪に準じる事態が発生した場合には、患者や来院者への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。

なお、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、速やかに管理者に報告すること。

その他、営業時間内外における事故発生時の連絡体制を書面にて予め管理者へ届け出ること。

- 15 管理者は、使用許可財産について随時調査し、資料の提出または報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。
- 16 使用者は、当該レストランの営業に係る毎月の売上の総合計額(消費税及び地方消費税を含む)を当該翌月10日までに管理者へ報告しなければならない。

また、毎月の売上の総合計額を報告するにあたっては、客観的に売上を確認できる資料を添付して行うこと。

- 17 使用者は、使用許可財産に附帯する電気、水道等の諸設備の使用に必要な光熱水費、小メーターの設置・撤去費用等を負担しなければならない。また光熱水費は、管理者の発行する納入通知書により、毎月指定する納期限までに納付しなければならない。指定する納期限までに納付しないときは、川崎市債権管理条例及び川崎市病院局債権管理規程による延滞金を支払わなければならない。
- 18 レストランの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 一般用レストラン

ア 月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

午前8時から午後4時まで

イ 土曜日・日曜日・祝日

休業

(2) 職員食堂

ア 月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

午前10時30分から午後2時まで

イ 土曜日・日曜日・祝日

休業

なお、臨時に休業する場合等営業日及び営業時間に変更が生ずる際には、事前に管理者の承認を得ること。

- 19 レストランへの入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については、管理者の指示に従うこと。
- 20 使用者は、従業員名簿を提出し、病院担当者の確認を受けること。また、病院内に出入りする従業員に対し、身分証を携帯・表示させること。
- 21 レストランフロア内の通路は車椅子が通行可能な幅を確保するなど、車椅子利用者への配慮をすること。
- 22 レストラン内の外線電話（FAX，通信回線を含む）は、配管配線、契約手続、加入権及び費用を含め使用者の負担により設置すること。ただし、内線電話は管理者があらかじめ設置することとする。
- 23 レストランには、常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底すること。また、管理者及び消防署から防火上の指導があったときは適切に対処すること。
- 24 敷地内は終日禁煙となっているため、レストラン内も全面禁煙とすること。  
また、レストラン利用者に対する禁煙表示を行うこと。
- 25 食材等の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。また、停車場所及び搬入出経路は、事前に管理者の指示を受けた方法によること。
- 26 食材等については、安全性等信頼できる業者から仕入れること。なお、販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。  
取扱商品は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努めなければならない。  
また、食品の安全管理には十分配慮し、管理責任を明確にすること。
- 27 レストランの営業方式は、利用者の動線・建物構造、病院の性格上の制約等に配慮したものとし、一般用レストランは来院者等の利用が多いことに留意したうえで、従業員が利用者から注文をとる方式で営業を行うこと。また、職員用レストランは、利用時間が、昼食時間帯に集中することを考慮に入れて、スムーズに販売精算できる方式を取り入れること。なお、具体的な営業内容については、提案書に基づき病院と協議の上、決定する。
- 28 レストラン利用者の増大を図るため、より高い品質を保持した上、より低価格で提供できるよう努めなければならない。提供メニュー・サービス及び提供価格は、事前提案内容に基づき、販売前に書面を提出し管理者の確認を受けること。また、変更する場合は病院と協議すること。  
なお、一般用メニューにはカロリー、アレルギーに関する表示等を行うこと。  
メニューの設定については、次のとおりとすること。
- (1) 定食（日替わりを含む）
  - (2) 麺類、丼類、和食、洋食、中華等の食事を主たるものとする
  - (3) 病院職員がレストラン以外で利用（テイクアウト）できる食事メニューを提供すること
- ※なお、具体的なメニューの設定については運営事業者から提案された提案書に基づき病院と協議の上、決定する。



- 29 店舗の設置及び撤去等の費用は次のとおりとする。
- (1) 店舗の設置(設備、備品、既存設備の撤去等含む)にかかる費用、並びに設備、備品等の更新、店舗内改装、修繕、模様替えその他、原型を変更とする行為等、設置及び撤去等に伴う工事・原状回復・損害費用等は使用者の負担とする。
  - (2) 使用者が使用許可終了期日までに原状回復の義務を履行しないときには、管理者がこれを行い、その費用を使用者に請求することができる。この場合、使用者は何らの異議を申し立てることはできない。
  - (3) 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の費用及びその他の費用は管理者に請求しないものとする。
- 30 店舗の管理費用として使用者が負担すべき経費は次のとおりとする。
- (1) 使用物件の維持・保持のために必要とする経費のほか、清掃(排水管等の清掃を含む)、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、レストランの営業にかかわる全ての経費
  - (2) レストラン営業に必要な各種手続きに要する一切の費用
  - (3) 室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用(特に床面の油等は常時清掃により除去すること)
  - (4) 管理者又は使用者が設置した空調設備、照明設備、厨房設備等の日常的な維持管理、修理、廃棄にかかわる費用(廃棄費用については、管理者が設置した設備等は除く。)
  - (5) 室内改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用(※事前に管理者の承認を得ること)
  - (6) 室内照明管球の調達・交換に要する費用
- 31 店舗の設置(設備、備品等含む)、備品等の更新、店舗内改装、修繕、模様替え等を行う場合には、事前に管理者の承認を得なければならない。
- また、当該作業を行う場合には、病院業務に影響が無いように配慮するとともに、作業完了後は、その完了した旨を管理者に報告し、検査を受けること。
- なお、原状回復は速やかに行うこと。
- 32 アルコール類は販売を禁止する。
- 33 営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て使用者が行うとともに、費用も使用者が負担する。また、申請・届出等の状況を管理者に報告すること。
- 34 衛生管理については、食品衛生法等関係法令を遵守し、自主的に食品細菌検査を実施する等、事故防止に努めること。
- また、業務従事者に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、定期的に健康診断を実施するとともに、井田病院感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて作業を行うこと。万が一、業務従事者が感染症等に感染した場合には、即時に管理者に報告の上、管理者の指示に従い、当該業務従事者への措置及び他の者に感染することが無いように感染症対策を迅速に講ずること。なお、これらの措置にかかる費用は、使用者の負担とする。

他に、商品搬入者の衛生教育も同様に徹底すること。

- 35 従業員に対する研修については、病院という施設の特異性を考慮し、特に衛生面での教育に重点を置いた研修体制を整えること。

また、事前に実施する研修の内容を記した研修計画書及び実施した研修結果を記した研修報告書を管理者に提出すること。

- 36 従業員の配置については、業務が円滑かつ安全に遂行されるよう留意し適正に人員を配置すること。

- 37 管理者が承認した場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。

また、張り紙、看板等の表示又は掲出を行う場合は、事前に管理者の承認を得ること。

- 38 販売商品から生ずるゴミや納品用のダンボール等、使用者の営業に伴い生ずる廃棄物の回収については、管理者の指示に従い、使用者の負担により責任をもって行うこと。また、環境問題に配慮して適性を実施するために、常に廃棄量を把握し、廃棄物の発生を抑制するとともに、再資源化を促進するよう努めなければならない。

- 39 事故や犯罪等、若しくは事故や犯罪に準じる事態が発生した場合は、患者や来院者への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。また、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法をまとめ、管理者に報告すること。

また、営業時間内外における事故や犯罪発生時の連絡体制を書面にて予め管理者へ届け出ること。

- 40 管理者は、随時その使用状況を実地に調査することができ、この場合、使用者は、これに協力しなければならない。

- 41 管理者は、運営状況について、随時に評価をして改善を申し入れることができる。使用者は改善の申し入れの協議に応じ、その改善に努めなければならない。

- 42 使用者は、管理者が必要のある時は、管理者の指示に従い、資料の提出又は報告をしなければならない。

- 43 この許可条件に定めのない事項について、運営上疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

#### (不服申立ての教示)

この使用許可について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求める訴えは、この許可書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（管理者が被告の代表者となります。）提起することができます。



## 作業報告書

2018年11月2日

川崎市立井田病院 御中

メーター交換事業者

下記、作業報告書を作成しましたのでご査収下さいますようお願い致します。

### 記

件名 : 井田病院電気設備改修工事 (メーター交換)

工事日 : 平成30年6月3日 (日)

作業内容 : 既設キュービクルのメーター交換

1. 一般動力No. 3配電盤 (1) LP-2-2 負荷用 WHM・CT を検定付きに交換
2. 一般動力No. 3配電盤 (1) LP-2-3 負荷用 WHM・CT を検定付きに交換

以上、上記内容の作業を終了したことをご報告致します。

また、撤去したメーター 2 台 (一般動力レストラン用: 三菱電機 <M8P-K30VR> 及び一般動力売店用: 三菱電機 <M8P-K30VR>) は、調査・試験をした結果、検定品同等の動きを確認し、異常なかったことを併せて報告いたします。

以上

## 目的外使用許可に伴う光熱水費の取扱いについて

(平成3年1月25日付 2川企管第608号)

財産管理主任あて企画財政局長通知

現在、目的外使用許可に伴う光熱水費の負担につきましては、許可条件の中で使用者負担が明記されておりますが、平成3年度の更新に当たり、使用許可に伴う光熱水費の算出方法については、次の算出方法により徴収するよう通知します。

### 1 光熱水費の算出方法

#### (1) 電気・ガス・水道料

(自動販売機は昭和60年 59川総管第689号通知による)

ア 親メーターがある場合、親メーターによる

イ 子メーターがある場合

$$\text{親メーターによる月額使用料} \times \frac{\text{子メーター使用量}}{\text{親メーター月額使用量}}$$

ウ 子メーターがない場合

$$\text{親メーターによる月額使用料} \times \frac{\text{使用面積}}{\text{延床面積}}$$

#### (2) 電話料

使用実績による。

2 上記の算出方法により算出が困難なケースについては、実績に即した方法により算出する。

\* 今後、建物の改築、改修時には使用許可部分についての、子メーターの設置を考慮すること。

行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準

(平成27年1月19日付 26川財運第717号)  
最近改正 令和2年7月16日付 2川財運第394号

この算定基準は、地方自治法第238条の4第7項による行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等を使用者に負担させる場合の算定方法について定めるものとする。

なお、地方自治法第238条の4第2項又は同法第238条の5第1項による貸付けに係る光熱水費等を借受人に負担させる場合についても適用することができる。

1 算定方法

光熱水費等については、次のとおり算定する。

(1) 子メーターがある場合

市が支払う月額使用料×当月使用量(子メーター表示) / 当月使用量(親メーター表示)

(2) 子メーターがない場合

市が支払う月額使用料×使用許可面積 / 建物の延床面積

2 電気料算定の特例

飲料自動販売機に係る電気料については、飲料自動販売機の年間消費電力量に応じ、飲料自動販売機1台ごとに次表のとおりとする。なお、適用する年間消費電力量は、各年度の4月1日時点(年度途中で使用許可を開始した場合は開始時点)の規格とする。

年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)
1 - 100	800 (72)	9,600 (872)	1,001 - 1,100	3,500 (318)	42,000 (3,818)
101 - 200	1,000 (90)	12,000 (1,090)	1,101 - 1,200	3,800 (345)	45,600 (4,145)
201 - 300	1,300 (118)	15,600 (1,418)	1,201 - 1,300	4,200 (381)	50,400 (4,581)
301 - 400	1,600 (145)	19,200 (1,745)	1,301 - 1,400	4,500 (409)	54,000 (4,909)
401 - 500	1,800 (163)	21,600 (1,963)	1,401 - 1,500	4,800 (436)	57,600 (5,236)
501 - 600	2,100 (190)	25,200 (2,290)	1,501 - 1,600	5,200 (472)	62,400 (5,672)
601 - 700	2,400 (218)	28,800 (2,618)	1,601 - 1,700	5,500 (500)	66,000 (6,000)
701 - 800	2,600 (236)	31,200 (2,836)	1,701 - 1,800	5,900 (536)	70,800 (6,436)
801 - 900	2,900 (263)	34,800 (3,163)	1,801 - 1,900	6,200 (563)	74,400 (6,763)
901 - 1,000	3,200 (290)	38,400 (3,490)	1,901 - 2,000	6,500 (590)	78,000 (7,090)

※ 使用許可期間に一箇月に満たない期間が発生した場合においても、日割計算は行わない。

3 その他

前1及び2によることが適当でない場合は、使用状況等を勘案し算定することができる。

附 則

1 この算定基準は、平成27年4月1日から施行する。

2 この算定基準の施行日前に使用許可を開始したものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この算定基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この算定基準は、令和3年4月1日から施行する。

